



門真市

次世代育成支援 後期行動計画

子どもがいつまでも住み続け、
自らも子育てをしたいと思える元気なまちをめざして
～次代を担う親づくり～



1 はじめに

わが国の総人口は、平成17年に初めて減少に転じ、合計特殊出生率（15歳から49歳の女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が生涯に産む平均の子どもの数を表す指数として用いられます。）が1.26と過去最低を記録するなど、少子化が一層進んでいることが明らかになりました。

本市においても少子化の進行が見られ、昭和60年当時には0～14歳の年少人口が総人口に占める割合の22.2%であったのが、平成20年には同13.9%と減少しています。

国においては、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つ環境整備を迅速かつ重点的に推進するため、「次世代育成支援対策推進法」が平成15年に制定され、平成17年4月に施行されました。

本市においては、平成17年3月にこの法律に基づく「門真市次世代育成支援行動計画」（前期計画）を策定し、通常保育事業や延長保育事業とともに、休日保育事業、つどいの広場など新規事業にも取り組み、仕事と子育ての両立支援、在宅の子育て家庭に対する支援などに取り組んできました。

この前期計画は、平成21年度で終了することから、引き続き次世代育成支援に取り組んでいくため、この度「門真市次世代育成支援後期行動計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める市町村行動計画です。

また、「門真市第5次総合計画」（平成22年度～平成31年度）の基本目標2「将来を担う子どもが育つ教育力のあるまち」をはじめ各基本目標の関連施策と整合性をもったものとして位置づけられます。

さらに、この計画は、次代を担う子どもの自立支援、地域の中で子育ての悩みを抱えたまま孤立することのないよう、すべての子育て家庭の支援策を総合的・計画的に進めていくための方向を示すとともに、保育計画や母子保健計画を含む計画です。

この計画の対象となる児童については、おおむね18歳未満のすべての子どもとなります。

3 計画の期間

平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とします。



4 基本理念

前期計画の基本理念である「子どもがいつまでも住み続け、自らも子育てをしたいと思えるまちを目指して」を引き継ぐとともに、「門真市第5次総合計画」のめざす将来の姿「人・まち“元気”体感都市 門真」を踏まえ、基本理念を次のように定めます。

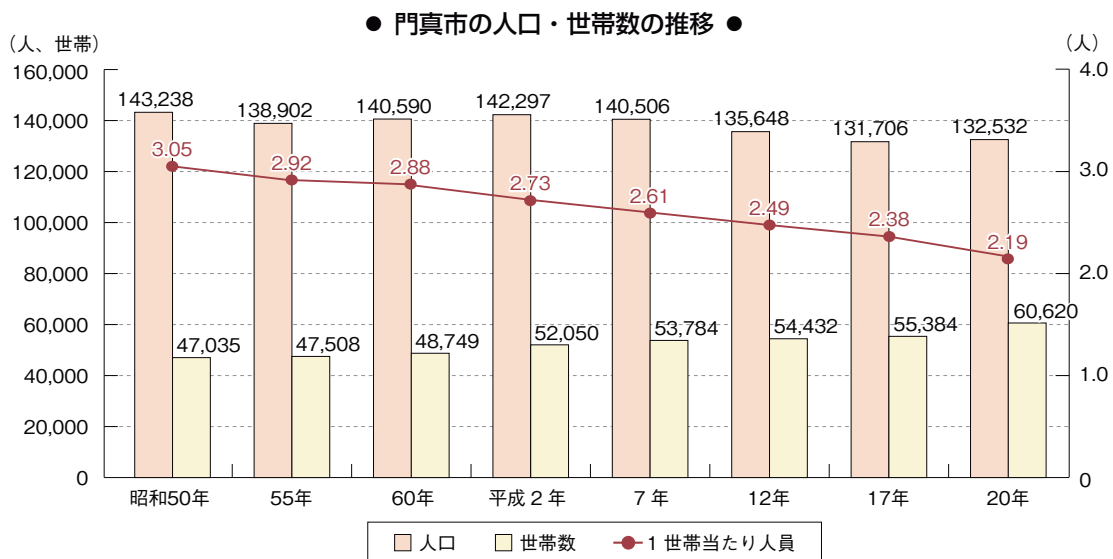
**子どもがいつまでも住み続け、
自らも子育てをしたいと思える元気なまちをめざして
～次代を担う親づくり～**

5 門真市の親と子を取り巻く状況

① 人口・世帯数の推移

門真市の人口は、国勢調査で見ると、昭和50年には143,238人でピークとなりましたが、昭和55年には減少となり、その後は平成2年まで増加傾向を示したものの、以後再び減少傾向を示しています。住民基本台帳及び外国人登録による平成20年10月1日現在の人口は、132,532人となっています。

世帯数は増加の一途をたどり、平成20年10月1日現在では60,620世帯となっています。1世帯当たり人員では、世帯規模の縮小がさらに進んでいて、社会全体での子育て支援の重要性が増しています。

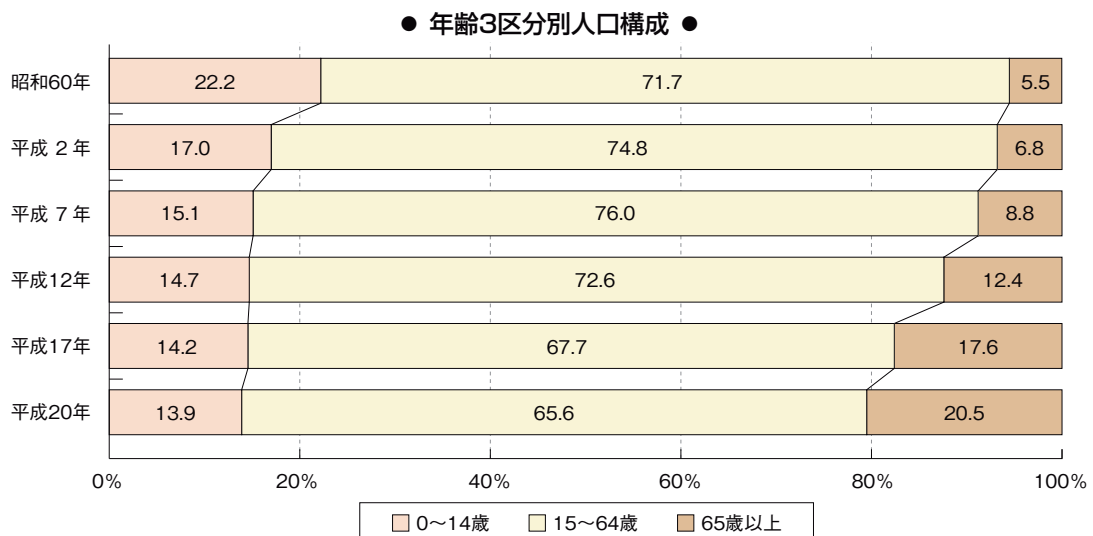


資料：平成17年までは国勢調査（各年10月1日現在）、平成20年は住民基本台帳及び外国人登録（10月1日現在）

② 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口では、0～14歳の年少人口は減少を続けている一方で、65歳以上の高齢者人口は、増加の一途をたどり、平成17年には年少人口を超えました。

門真市においても確実に少子高齢化は進んでいます。



資料：平成17年までは国勢調査（各年10月1日現在）、平成20年は住民基本台帳及び外国人登録（10月1日現在）

③ 母子・父子世帯の状況

国勢調査では、ひとり親世帯のうち、未婚、死別または離別の母親あるいは父親と20歳未満の子どものみで構成される一般世帯を母子世帯、あるいは父子世帯といいます。この推移をみると、昭和55年と比べて母子・父子世帯を合わせた世帯が、平成17年にはおよそ1.5倍に増加しています。父子世帯は昭和60年をピークに減少していますが、母子世帯は平成7年にいったん減少したものの、以後は増加傾向にあり、平成17年は全体の91.3%を占めます。

● 母子・父子世帯の推移（世帯） ●

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
母子世帯	839	1,151	1,065	888	1,149	1,379
うち6歳未満の子どものいる世帯	134	178	180	194	317	329
父子世帯	192	242	206	170	162	132
うち6歳未満の子どものいる世帯	10	12	11	12	16	8
合 計	1,031	1,393	1,271	1,058	1,311	1,511
うち6歳未満の子どものいる世帯	144	190	191	206	333	337

資料：各年国勢調査

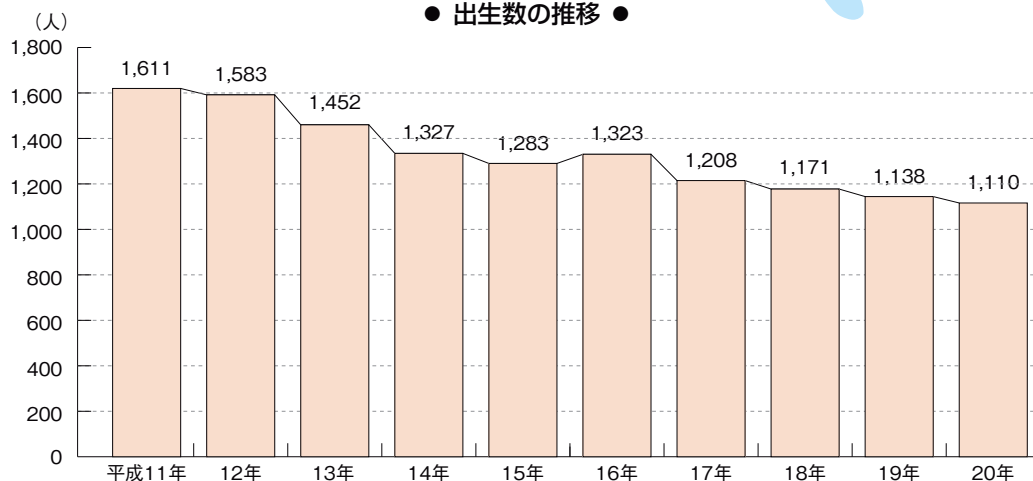
④ 出生数と合計特殊出生率の推移

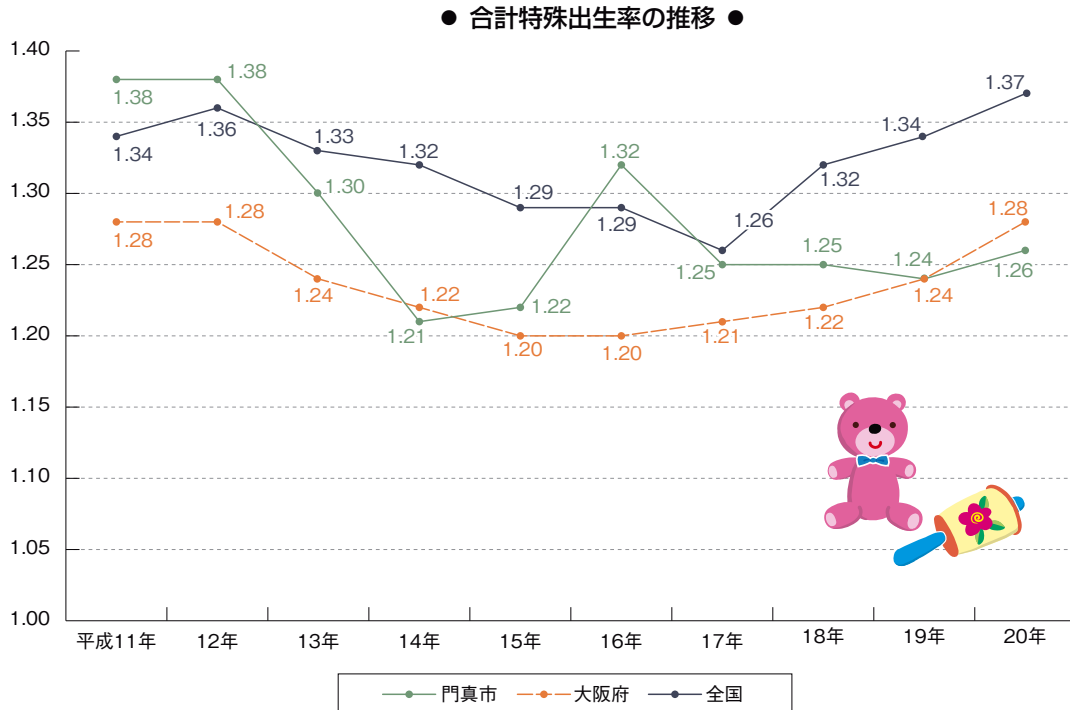
出生数は、年少人口が減少していることに呼応して、平成11年以降おおむね減少傾向になっています。これは1日当たりになると、平成11年には約4.4人だったのが平成20年には3.0人となっています。

また、合計特殊出生率は、平成16年に1.32まで上昇しましたが、平成17年以降は1.24～1.26で推移しています。



● 出生数の推移 ●

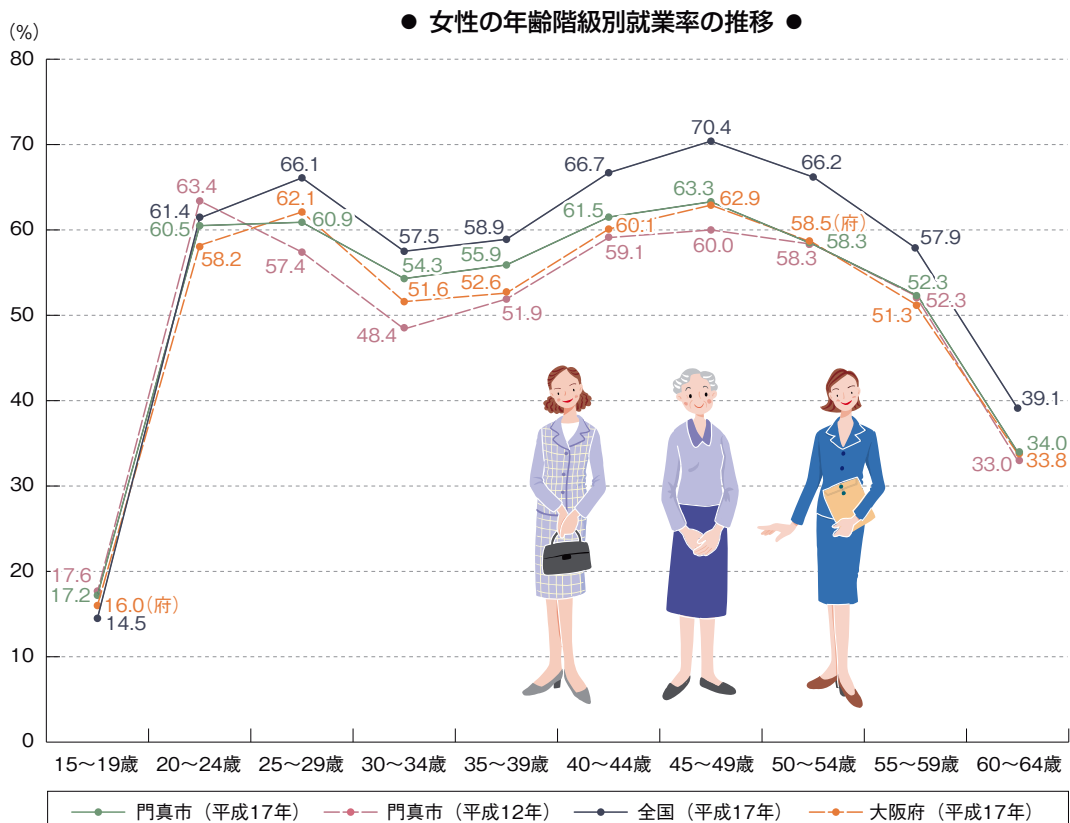




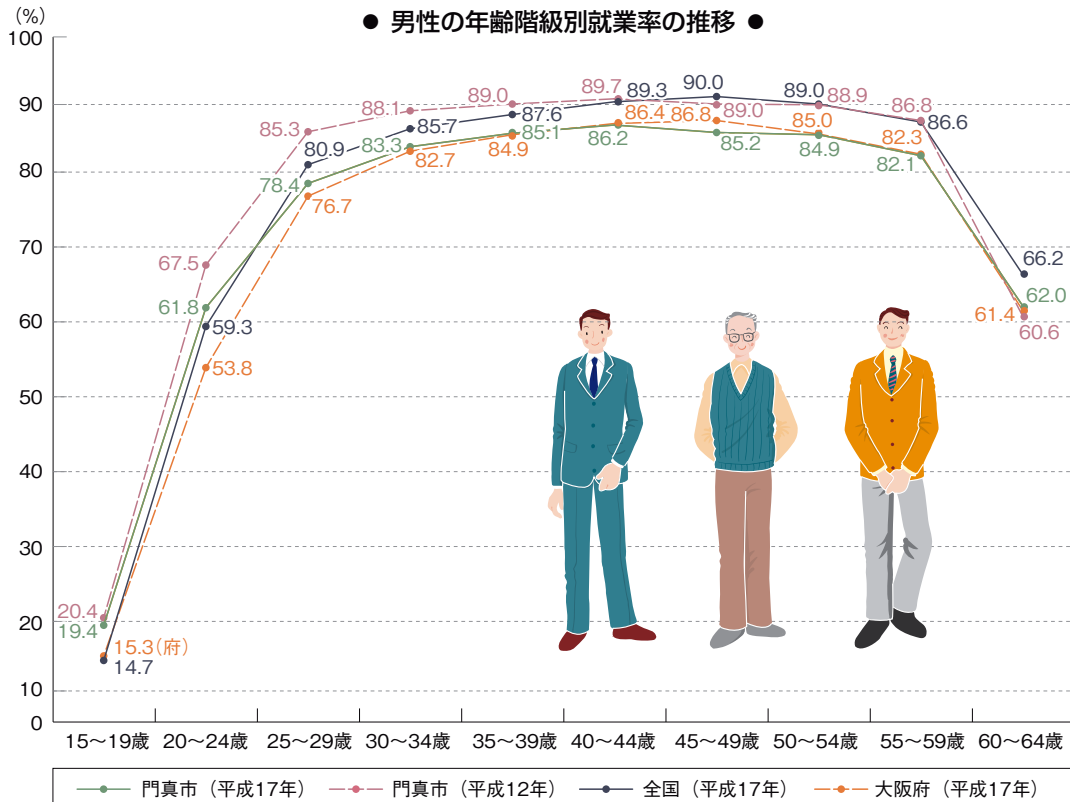
資料：大阪府・全国は厚生労働省「人口動態統計」、門真市は「大阪府衛生統計年鑑」及び市調べより作成

⑤ 男女の年齢別就労状況

国勢調査から年齢5歳階級別の就業率（年齢別人口総数に対する年齢別就業者総数の割合）をみると、女性の平成17年では、15～19歳は全国及び大阪府より高く、20～24歳以降は大阪府よりは若干高いか同程度ですが、全国よりも低い水準となっています。しかし、25歳から49歳までの各年齢層では平成12年よりも高くなっています。

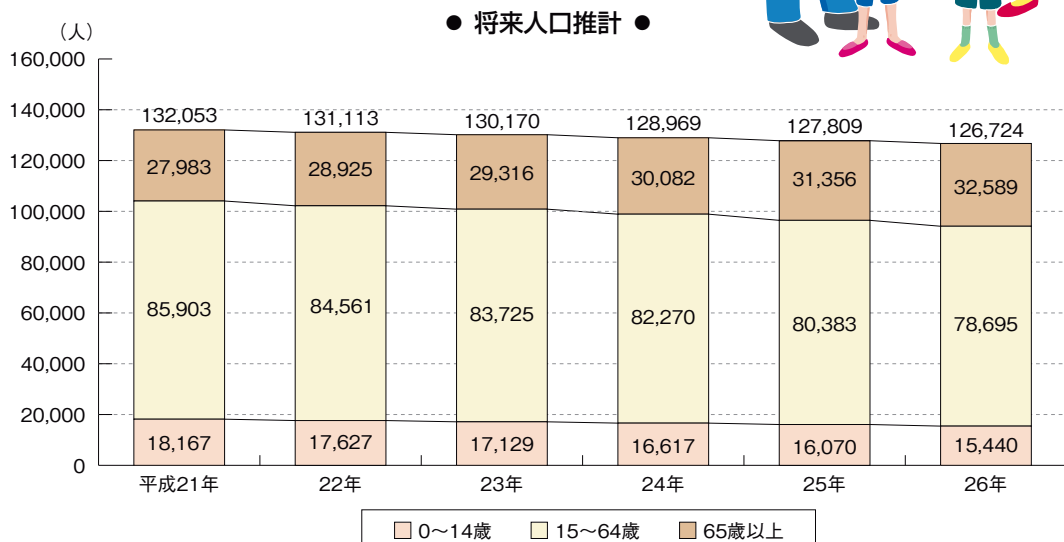


男性の平成17年では、15～19歳、20～24歳は全国及び大阪府よりも高いものの、25～29歳以降は大阪府とは同程度ですが全国よりも低い水準です。また、全国と同様に60～64歳以外は各年齢層で就業率が低くなっていますが、特に25～29歳は6.9ポイントも低下し、若者のニート等就業問題の一端がうかがえます。



6 将来人口推計

平成26年度までの人口推計では、平成21年の132,053人が平成26年には126,724人に減少すると推計されます。少子高齢化は引き続き進んでいくものと予測されます。



7 計画の施策体系



この計画の基本理念である「子どもがいつまでも住み続け、自らも子育てをしたいと思える元気なまちをめざして」の実現に向けて、施策体系を次のように設定します。



8

具体的な取り組み

【基本施策 ①】

子育て支援サービス

少子高齢化や核家族化、都市化の進行の中で、在宅子育て家庭の親子や保護者同士の交流の機会、子育てに関する相談などの子育て支援に対する需要はますます高まっています。また、母親の潜在的な就労意向は高く、保育サービスに対する需要も高いものがあります。

今後、児童数の推移やサービス利用に対する意向を見極めながら、市民が利用しやすいサービスの充実に努めます。

①子育て支援の充実

子育て家庭の親子や保護者同士が気軽に交流したり、身近な地域で子育ての相談ができる体制の充実に努めるとともに、子どもの養育等経済的負担の軽減を図ります。

②保育サービスの充実

保護者の就労意向や多様な就労形態に対応できるよう、保育サービスの充実と質の確保に努めます。

③放課後の居場所づくり

児童が放課後を安全に健やかに過ごせるよう、放課後児童クラブをはじめ地域での居場所づくりを進めます。

【基本施策 ②】

保健・医療体制

少子高齢化や核家族化、近所づきあいの希薄化などの進行と、家庭や地域の子育て機能の低下が進んでいる一方、子育ての不安や悩みを抱えた保護者が増加しています。また、若年出産の一方で晩婚化や高齢出産など、妊娠を取り巻く状況の変化や、個食化や欠食児童の増加など、子どもの生活習慣の獲得への課題も増大しています。

今後は、子育ての悩みや不安を少しでも軽減できるよう相談等支援の充実に努めるとともに、母と子の心と身体の健康の保持・増進を図ります。また、医療機関や保育所、幼稚園、学校、地域団体等との連携を深め、子どもが心身ともに健やかに育つ体制や環境づくりを進めます。

①健やか育児の支援及び 母子の健康の保持・増進

子育てが楽しくゆとりを持って行えるよう、子育ての楽しさや喜びをPRするとともに、母親や子どもの心身の健康の保持・増進を図り、また、子育ての不安を解消できるよう、各種健康診査や相談体制の充実に努めます。

②乳幼児期からの 食育の推進

生涯を通じた健康づくりの基礎となる乳幼児期に適切な食習慣の確立や食を通じた豊かな人間性の構築や家族の関係づくりなどを深めるため、食生活の重要性についての啓発をはじめ総合的な食育の推進を図ります。

③思春期保健対策の充実

心身の発達アンバランスで不安定な思春期に、男女の性の違いや互いの人権を尊重する意識を高めるとともに、酒やタバコ、薬物についての正しい知識の普及など、家庭や学校等関係機関と連携し思春期の保健対策の充実に努めます。

④小児医療・予防の充実

体調が変化しやすい子どもの健康の保持・増進を図るため、かかりつけ医を持つことの啓発を進めるとともに、広域での他市との連携のもとに小児救急診療体制の充実に努めます。

【基本施策③】 子どもの教育環境

子どもたちが次代を担うおとなとして豊かな人間性や社会性、創造力を身につけ、心身ともにたくましく育つように、また、ふるさと門真に愛着を持ち住み続け、人と人との温かなふれあいの中で住みやすい門真を築いていけるよう、学校と家庭、地域が連携し、子どもの育ちや子育てを支援し見守る体制づくりを進めます。

さらに、少年犯罪の低年齢化や非行防止のため、関係機関をはじめ学校と家庭、地域が連携をとりながら有害環境対策を進めます。

①次代の親の育成

少子高齢化や核家族化の進行の中で、地域で乳幼児にふれあう機会や異年齢の子ども同士の交流が少なくなっています。次代の親となる子どもたちが、子育ての意義や家庭の大切さ、生命の尊さなどを理解できるよう、中高生と乳幼児がふれあう機会などの充実に努めます。

②就労に対する意識啓発や職業訓練の実施

全国的にフリーターや家事も通学もしていない若年無業者などの問題があります。次代を担う若者が、適切な職業観を身につけたくましく生きることができるよう、就労に対する意識啓発を行うとともに、働く意欲に対応し就労できるよう、関係機関との連携を強化し職業訓練の実施や雇用、就労の促進に努めます。

③子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の充実

変化の激しい社会に対応し、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力や他人とのコミュニケーションをとり相互に理解し合い、他人を思いやる心と感動する心など、心身ともにたくましく生きることができるよう、学校等教育の内容の充実に努めます。

また、学校と幼稚園、保育所、地域、家庭等との連携を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めるとともに、幼児教育の振興に努めます。

④家庭や地域の教育力の向上

次代を担う子どもたちが、親として人間として心身ともに健やかに成長し、社会性を身につけられるよう、また、保護者が家庭の役割などについて理解を深められるよう、子育て基盤としての家庭づくりを支援します。

さらに、保護者が楽しく子育てできるよう、子どもが安心してのびのび暮らせるよう、地域住民や団体、企業、商店、福祉施設等が地域ぐるみで子どもの育ちや子育てに積極的にかかわり、支援する地域づくりを進めます。

⑤子どもを取り巻く有害環境対策の推進

青少年の非行防止に関する市民の関心を高め、関係機関をはじめ地域団体等が一体となった非行防止活動の促進を図ります。

また、インターネット等の有害サイトによる被害や有害情報環境から青少年を守るため、関係機関や学校等と連携し有害情報サイトに関する認識を高めるための啓発やフィルタリングの推奨などを進めます。



8 具体的な取り組み

【基本施策 4】

子育てを支援する 生活環境

次代を担う若者が門真市に住み続けたいと思うように、また、親子が快適に住めるように、良質な住宅や居住環境の確保に努めます。また、子どもや妊産婦、親子連れなどが安心して外出や社会参加ができるよう、公共施設や設備の改善、道路交通環境の整備に努めます。整備に際しては、民間の公共的施設も含め、バリアフリー法に基づく条例として一部改正となった大阪府福祉のまちづくり条例（平成21年10月1日施行）に基づき、バリアフリー化を進めます。

①良質な居住環境の確保

次代を担う若者が門真市に住み続けたいと思えるように、また、子育て期の世帯が利用しやすい、住みやすい子育てに配慮した公営住宅の整備を図るとともに、民間住宅の誘導を図ります。

また、子育て期の世帯をはじめ誰もが住みやすいと思えるように、良質な居住環境の確保に努めます。

②安心して外出できる 環境の整備

子どもや妊産婦等が安全に安心して外出できるよう、また、子ども連れでも安心して利用できるよう、道路や交通安全施設の整備を進めるとともに、公共施設等における子育てバリアフリーを進めます。

さらに今後は、施設等の整備にあたっては、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して容易に利用しやすいユニバーサルデザインの考え方の導入を進めます。

③安全・安心の まちづくりの推進

子どもたちが安全・安心に遊ぶことができるよう、子どもの遊び場の安全性の確保に努めます。

また、青少年が塾帰り等にも安心して帰宅できるよう、街路灯や防犯灯の整備をはじめ地域と一体となって門灯や玄関灯を点けてまちを明るくする運動などを促進します。

さらに、保育施設や教育施設などの維持・管理を計画的に行うよう努めます。



【基本施策 ⑤】

仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス)

仕事か生活かの二者択一ではなく、男性も女性も個人の生き方や人生の段階に応じて多様な働き方の選択を可能とできるよう、また、長時間労働等の働き方を見直し、仕事と家庭生活、ボランティアや趣味の活動等地域生活をともに実現し、子育てにもゆとりをもって取り組めるよう、企業や地域と一体となって仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現をめざします。

① **男性も含めた仕事と家庭・地域生活の調和推進**

男女がともに心身の健康を保持し、仕事をしながらも自己啓発や社会参加などを行うことができるよう、また、親子関係や近隣での人間関係など、ゆとりとうるおいのある生活が送れるよう、企業や地域などが一体となって仕事と家庭・地域生活の調和の取り組みを促進します。

「仕事と生活の調和」のあるべき姿

平成19年12月18日、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」が、政労使の合意の上、策定されました。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」ではめざすべき社会の姿として、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を掲げ、具体的には、以下のような社会をめざすべきとしています。

- ① **就労による経済的自立が可能な社会**
- ② **健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会**
- ③ **多様な働き方・生き方が選択できる社会**

② **仕事と子育ての両立の推進**

男女がともに仕事と家庭・地域生活をバランスよく送れるよう、職場における母性保護などに向けた啓発や、出産・育児などにより退職した女性の再就職や短時間労働などの多様な働き方の選択ができるよう、関係機関との連携を図り支援に努めます。

また、父親も子育てができる働き方の実現をめざし、「パパ・ママ育休プラス」などの普及への気運を醸成します。

③ **父親の育児参加の推進**

父親が育児に参加し、両親がともに子どもの育ちに関心を持ち、子どもとの生活にゆとりや楽しみをもって接しられるよう、また、親子のコミュニケーションを深め健全な親子関係を築くことができるよう、父親の育児に対する知識を高めるための機会の充実を図ります。

さらに、子どもの成長に合わせ子育ての課題となることや父親の役割などについて知識を高められるよう、学校での両親参観等機会の充実を図ります。

8 具体的な取り組み

【基本施策 ⑥】

子ども等の安全の確保

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、関係機関や学校、地域、家庭とが連携を深め、地域での交通安全活動や見守り活動を進めます。また、犯罪やいじめ、虐待等の被害を受けた子どもに対して、きめ細やかな相談等対応の充実を図ります。

①子どもを交通事故から守るための活動の推進

子どもが交通事故による被害に遭わないよう、関係機関との連携により小・中学校や保育所、幼稚園等での交通安全教室の開催を進めるとともに、家庭や地域団体等の連携のもとに交通安全の見守り活動を促進します。

②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関や家庭・学校・地域が連携し、不審者情報の発信や見守り活動等、地域ぐるみの防犯体制の充実に努めます。

③被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、虐待等により被害を受けた子どもの立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングや保護者への助言等、関係機関と連携したきめ細やかな支援の充実に努めます。とりわけ、虐待については後を絶たず深刻な社会問題となっており、子どもの心身に重大な影響を及ぼす人権侵害にあたることから、より適切な対応に努めます。



【基本施策 ⑦】

援助の必要な家庭への支援

虐待を受けた児童や離婚等によるひとり親家庭の子ども、障がいのある児童などに対して、課題解決に向けて総合的に取り組むため関係機関や関係課の連携による対応の充実を図ります。また、援助が必要な家庭と子どもを温かく見守り、支援するため、関係機関をはじめ地域団体等のネットワークの確立と相談・支援体制の充実に努めます。

①児童虐待防止対策の充実

子どもの心身ともに深刻な被害を与える児童虐待について、未然に防止できるよう健診時の相談の充実に努めるとともに、保育所や幼稚園、小・中学校、診療所等との連携を強化し、早期発見・早期対応を図ります。

②ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭、特に母子家庭が増加する中で、経済的にも精神的にも自立した生活が送れるよう、また、子育て等安心して暮らせるよう、就労への支援の充実に努めるとともに、サービス利用に関する情報の提供や生活相談等対応の充実を図ります。

③障がいのある児童とその家庭への支援の充実

発達障がいや発達上の支援が必要な子どもの早期発見と早期療育の充実を図るとともに、障がいのある子ども自身の可能性を伸ばしながら成長できるように、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援の充実に努めます。

また、障がいのある児童が身近な地域で安心して生活できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

【基本施策 ⑨】 地域で支える 子育て支援

子育て家庭が地域の中で孤立することのないよう、また、親子が地域の温かなふれあいの中で、安心していきいきと生活ができるよう、子どもの育ちや子育てを地域で見守り、支援するネットワークづくりを進めます。また、少子高齢化の進む中、子どもの社会性を培い、心身共に健やかに育つよう、また、親も近隣との交流の中で親としての自覚を高め、成長していけるよう、地域での交流の促進を図ります。

①地域における 子育て支援ネットワーク づくり

家庭や地域の子育て力を高めるため、子育てサークルをはじめボランティアや青少年関連団体の活動リーダーなど地域で子育て・子育てを見守り、支援する幅広い人材の確保・養成に努めます。

また、社会全体で子育てに関する課題を共有し、解決に向けて取り組み、支援できるよう、地域のネットワークづくりを推進します。

②地域高齢者等との 世代間交流の推進

子どもたちが地域のおとなと交流することにより社会性を身につけるとともに、地域に愛着がもてるよう、また、保護者が子育てに関する基礎知識や生活の知恵などを気軽に得られるよう、身近な地域で高齢者をはじめさまざまな世代間交流を促進します。



9 目標事業量

国への報告事項となっている保育サービス等の目標事業量を次のように設定します。

事業名		現 状 (平成22年3月)	目標事業量 (平成26年度)
通常保育事業 (人)	3歳未満	1,913人	760人
	3歳以上		1,170人
延長保育事業 (か所)		16か所	16か所
夜間保育事業 (か所)		0か所	0か所
休日保育事業 (か所、人)		2か所 (12人)	2か所 (24人)
一時預かり事業 (か所、日数)		5か所	8か所 (12,480日)
特定保育事業 (か所)		0か所	0か所
病児・病後児保育事業 (か所、日数)	病児保育	0か所	0か所
	病後児保育	0か所	1か所 (520日)
トワイライトステイ事業 (か所)		0か所	0か所
ショートステイ事業 (か所)		0か所	0か所
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) (か所、人)		15か所 (1,200人、30クラブ)	15か所 (1,200人、30クラブ)
ファミリーサポートセンター事業 (か所)		1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業 (センター型、 ひろば型、児童館型) (か所)	センター型	1か所	1か所
	ひろば型	1か所	1か所
	市単独 (保育所)	3か所	3か所



10 計画の推進体制

① 庁内推進体制

門真市では「門真市次世代育成支援行動計画」（前期計画）を策定後、施策・事業を総合的かつ効果的に推進するため、毎年、関係各課による計画の実施状況の把握・点検を行ってきました。

この後期計画においても同様に、毎年、関係各課による計画の実施状況の把握・点検を行うとともに、学校の統廃合や保護者のニーズ等社会情勢の変化に対応し、保育サービスの目標数値等の変更を行います。

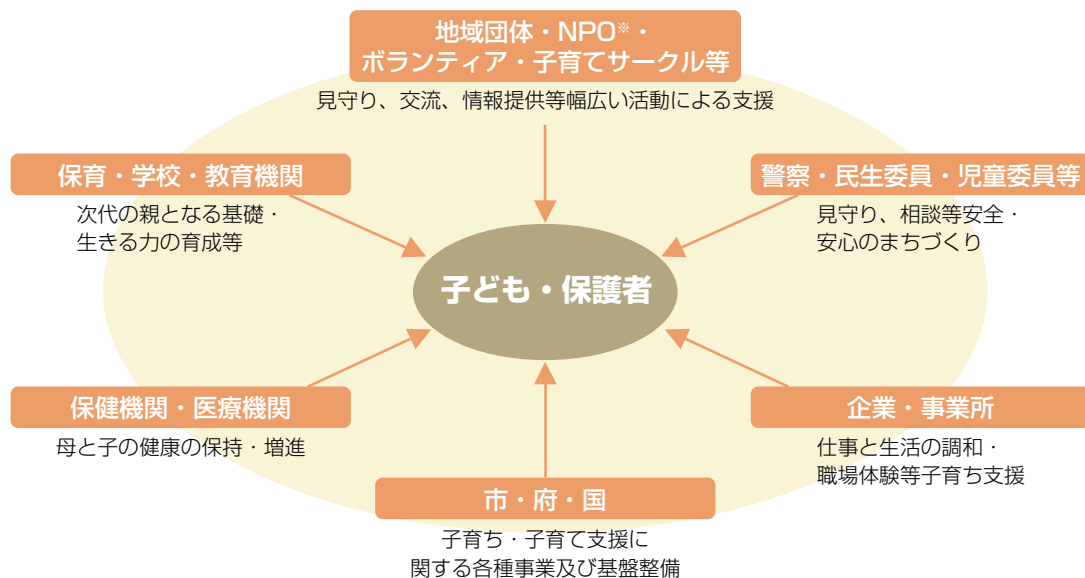
なお、施策・事業を効率的・総合的に推進するため、関係課が常に協議できる庁内体制の整備について検討します。

② 家庭、地域団体、企業、商店、行政等の連携による推進

庁内体制による施策・事業の把握・点検結果や数値目標の変更については、前期計画と同様に「門真市次世代育成支援行動計画推進協議会」による定期的な計画の進捗状況の点検や意見交換等を行い、その結果について市民に広く周知を図るため公表します。

また、子育てや子育てを社会全体で見守り、支援するため、子育てや子育てに関する課題や解決に向けての取り組みなどを共有できるよう、校区福祉委員会などにおける地域での子育て支援活動などを促進するとともに、行政のみならず家庭、地域団体、企業、商店等がそれぞれの役割と責任のもとに互いに連携して取り組みます。

● 家庭、地域団体、企業、商店、行政等の連携 ●

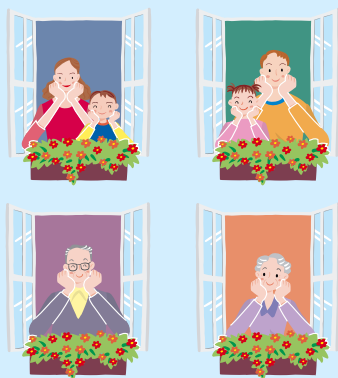


③ 人材の確保・養成

市民の次世代育成に関する多様なニーズに対応するため、必要な専門職などの人材確保に努めるとともに、民間活力の活用を図ります。

また、子育てを取り巻く環境や時代の変化及びその課題に適切に対応できるよう、職員研修の充実を図ります。

さらに、この計画に携わるすべての人が「次代の親づくり」「すべての子どもと家庭への支援」などの視点に立って、関連施策の推進や目標を達成できるよう、情報提供や研修の機会等の充実に努めます。



門真市次世代育成支援後期行動計画 (平成22～26年度)

概要版

発行 / 平成22(2010)年3月
編集 / 門真市 健康福祉部 健康福祉総務課
〒571-8585 大阪府門真市中町1-1
電話: 06-6902-1231
072-885-1231



この印刷物は、古紙パルプ配合の再生紙と大豆油インキで印刷しています。